

中小企業・小規模事業者のみなさまへ



厚生労働省 山口労働局

本事業は、厚生労働省 山口労働局から株式会社東京リーガルマインドが受託し実施する事業です。

働き方改革に欠かせないのは「会社を良くする」強い決意ひとつ。

社員の賃金を
見直したいけど、
利用できる助成金は
あるのかな？

就業規則の作成
見直しは
できていますか？

4月から建設業、自動車運転
業務も、労働時間の規制が
厳くなっていること
知っていますか？

パートやバイトにも
正社員と
同じ手当が必要？

まずは相談！



相談
無料

働き方改革お手伝いします！

社会保険労務士など専門家が
サポートします

人材確保や育成、助成金、労務管理など、働き方に関する
お悩みをお受けし、課題解決のための改善提案を行います。

ご相談方法

電話・来所・メール
ご相談無料

専門家による企業訪問
事業所を最大6回まで無料で訪問

無料サポート | セミナー開催・セミナー講師派遣

働き方改革サポートオフィス山口

(働き方改革推進支援センター)

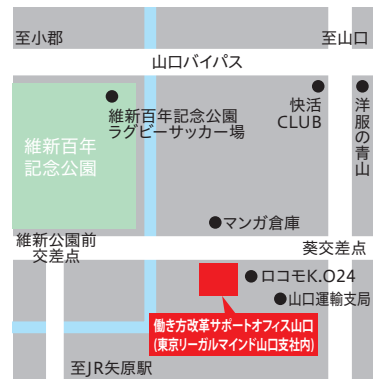
☎ 0120-172-223 (FAX) 083-902-6732

〒753-0814 山口市吉敷下東3丁目4-7 リアライズⅢ
(株)東京リーガルマインド山口支社内

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日除く)

メール yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

HP <https://hatarakikataikaiku.mhlw.go.jp/consultation/yamaguchi/>



お申し込みは裏面をご覧ください→

必要事項をご記入いただき、上記FAX番号にお送りください。
メールでの相談も承ります。

E-mail : yamaguchi-hatarakikata@lec.co.jp

企業相談 FAX 申込書

会社名			
住所			
TEL			
従業員数		業種	
担当者名 (部署・役職含む)			
<input type="checkbox"/> 企業訪問 <input type="checkbox"/> オフィス来所	希望日 <small>※来所相談をご希望の際は事前に電話・メール・FAXにてご予約いただきますようお願い申し上げます。</small>	第1希望	月 日 時～
		第2希望	月 日 時～
		第3希望	月 日 時～
ご相談内容			
<input type="checkbox"/> 同一労働・同一賃金 (不合理な待遇差の禁止)	<input type="checkbox"/> 改正育児・介護休業法		
<input type="checkbox"/> 働き方改革関連法全般	<input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得		
<input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制	<input type="checkbox"/> 人材確保に資する技術的な相談		
<input type="checkbox"/> 賃金規定の整備・賃金引上げに向けた環境整備	<input type="checkbox"/> テレワーク導入の際の留意点		
<input type="checkbox"/> 助成金の活用	<input type="checkbox"/> ハラスメント対策		
<input type="checkbox"/> その他 ()			

働き方改革関連法への対応はお済みですか？ ～働き方改革サポートオフィス山口がお手伝いします～

「働き方改革」は、働く人が、個々の実情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で「選択」できるようにするための改革で、それに対応した「働き方改革関連法」が2019年4月1日から順次施行されています。

以下の項目について御社の取組状況をご確認いただき、まだ対応ができていないとか、詳しいことが聞いてみたいという場合にはご連絡ください。専門の担当者をご相談に応じます。

「働き方改革関連法」に関する法改正 (関心のある項目の□にチェックを入れてみましょう)

- 中小企業の月60時間超残業に対する割増賃金の引き上げ (2023年4月1日施行)
- 正社員と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止 (中小企業 2021年4月1日施行)
- 時間外労働の上限規制の導入 (中小企業 2020年4月1日施行)
- 建設業や自動車運転の業務に対する時間外労働の上限規制の導入 (2024年4月1日施行)
※医師の時間外労働の上限規制の導入 (2024年4月1日施行) については、山口県医療勤務環境改善支援センターを紹介します
- 年次有給休暇の確実な取得 (2019年4月1日施行)
- 「フレックスタイム制」の拡充 (2019年4月1日施行)
- 「勤務間インターバル制度」の導入促進 (2019年4月1日施行)